

令和9年度 医学部臨時定員の措置延長について

1. これまでの経緯

- 昭和57年及び平成9年の閣議決定により、医学部の入学定員を7,625人まで抑制。
- 平成18年の「新医師確保総合対策」により医師不足が深刻な都道府県（青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、山梨、長野、岐阜、三重）について各10人、平成19年の「緊急医師確保対策」により全都道府県について原則として各5人の入学定員を増員。これらにより、平成20年度の入学定員を7,793人に増員。
- 「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえ、平成21年度の入学定員を8,486人に増員。
- 平成22年度以降は、地域の医師確保等の観点から最大9,420人まで増員。
- 令和9年度の医学部総定員は、令和7年度の医学部総定員数（9,393人）を上限とし、令和8年度末を期限とする臨時増員の枠組みについては、令和9年度末まで1年間延長することとされた。

2. 医学部定員増員の仕組み

（1）地域の医師確保の観点からの定員増（地域枠）

※令和9年度においても措置予定

都道府県が都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に基づき奨学金を設け、大学が地域医療を担う意思を持つ者を選抜し、地域医療等の教育を実施。

※令和8年度：935人（自治医科大学を除くと912人）

うち、地域のニーズに対応して選択可能な診療科を示し、診療科偏在対策を図るものとして、診療科選定地域枠 406人（自治医科大学を除く）を増員。

（2）研究医養成のための定員増（研究医枠）

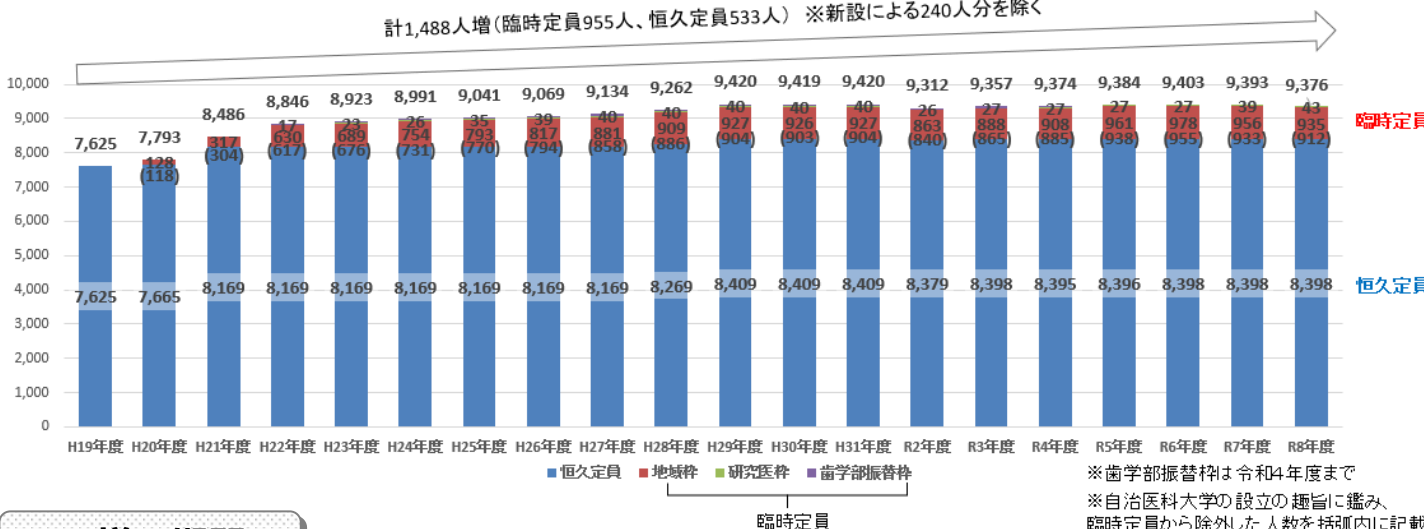
※令和9年度においても措置予定

複数の大学と連携し、研究医養成の拠点を形成しようとする大学で、研究医の養成・確保に学部・大学院教育を一貫して取り組む各大学3人以内の定員増。

※令和8年度：43人

3. 入学定員の推移

計1,488人増（臨時定員955人、恒久定員533人） ※新設による240人分を除く



4. 増員期間

令和9年度限り